

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成23年6月20日（月曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第1	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について

追加日程第1 緊急質問について

日程第 2 休会について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりでございます。

日程第 1 承認第 1 号ないし承認第 6 号及び議案第 3 4 号ないし議案第 4 2 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第 34 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第 42 号 市道路線の変更についてまでの 15 件をかすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

8 番 佐藤文雄君から、質疑通告がありますので発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

8 番 佐藤です。

実は、報告 2 号から報告 6 号まで、質疑を出しておいたんですけども省かれまして、通告を出していたんですけども、この点については、後で聞きたいというふうに思います。

それでは、議案質疑の中身がお手元にあると思いますけれども、承認第 1 号については、文教厚生委員会を除く繰越明許費の補正、この概要説明を求めたいというふうに思います。

特に、土木費で道路橋梁費の市道④ 6 号線整備事業の額が非常に大きいわけですけども、東日本大震災の被害状況一覧表というのがありますよね。これは前に提出していただきました。それとかかわって、説明を求めたいと思います。

それとこれは追加なんですけれども、実は、歳入が地方交付税になっているんですね。災害復旧と関係がある交付税なのかどうか、これ、追加なので答えていただきたいなというふうに思います。

それから、承認第 2 号については繰越明許費の補正、これの概要です。

それから、承認第 3 号については、下水道のほうの特別会計の補正予算の専決処分だと思えます。かなり下水道で被害が大きくて、マンホール調査等も必要だというふうになっておるようであります。それから、アスファルト合材の入手が、災害の影響で困難だということも説明されているのがわかっておるんですけども、流域関連の特定環境保全公共下水道の事業の管渠工事について、工期の延長はどのぐらいを考えているのか、お答え願いたいと思います。

それとあわせて、今、マンホール調査等の委託が 210 万円出ているというふうに思いますが、これは専決処分されていますけれども、これは発注はしたんでしょうか。何か発注していないように思いますが、これについてお尋ねしたいと思います。

承認第 4 号については、同じく総務部の総務課が出した被害状況です。これの発注済み分と照

合するのか、これについてお答え願いたいと思います。

それから、承認第5号についても同じく、いわゆる、もう既に公的財産等の被害対策として発注したものだというふうに理解していいのかどうか、これについてお伺いをいたします。

それと、実はここでちょっと気になったことがあったんですけども、下水道のほうについては、国庫支出金で災害復旧費の国庫補助がありますよね。この国庫補助の率なんかは、こういう災害復旧に当たってどのようになっているのか、これについては追加ですので、申しわけありませんけれども、答えられれば答えていただきたいというふうに思います。

それから、第6号の専決処分、同じく農業集落排水事業の件でございます。これも総務部総務課が発注した被害状況の対応と照合しているのかどうかです。

承認については以上であります。

それから、議案第34号について、特に土木技術員の点だと思います。

私も一般質問で、ぜひそういう土木専門家、こういう方を登用して、徹底的に検査なり、またはいろいろな設計、価格も含めた問題についてよく熟知した方を採用するのがいいのではないかと、ぜひ、市長については側近として活躍できるようにというふうな提案をいたしておりますが、そういうこともあってなのかどうかはわかりませんが、土木技術指導員の役割、それから選任基準こういうものと、ほかにこういう指導員みたいな件について、報酬等の例があれば報告をいただきたいというふうに思います。

それから、議案第35号については、主な改正のポイントを説明を受けたいというふうに思います。

それから、議案第37号です。

議案第37号については、非常備消防費の1284万3000円です。消防団員の退職報奨金ということになっておりますが、ちょっと詳細な説明を求めたいと思います。

それから、議案第38号です。

議案第38号、これも補正予算になると思いますが、今から公的財産の被害状況における下水道課の公共下水道事業分での未発注分の内容なのかどうかです。これについてお答え願いたいと思います。

議案第39号、同じく農業集落排水事業の特別会計補正予算（第2号）ですが、これも農業集落排水事業分での、いわゆる被害対策、これの未発注分の内容なのかどうかでございます。

最後に、議案第40号ですが、非常に今回は、5月26日の指名競争入札におきまして、株式会社モリタ東京営業所が落札をしております。これまでは、私が何回か質疑をしておりましたが、石岡にある有限会社鈴機というところが、連続して消防自動車の落札を続けて行っているものですから、官製談合ではないかというようなことまで指摘して、これまで反対をしておりました。

今回、新たに、今言った株式会社モリタ東京営業部が落札したわけなんですけれども、指名選考で新たな基準を設けたのか。それから、予定価格については、事後公表というふうになっているのか、以上お尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

佐藤議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、総務費の総務管理費の中、自治振興事業614万1000円が繰越明許になっています。この点につきましては、かすみがうら地区の柳梅集落というところで建設中の集会施設の件でございますが、この度の地震によりまして、発注した資材の入荷がおくれたということで繰り越しということとさせていただきますのでございます。

それから、事業名の財政管理事務事業かすみがうら市予算事務事業25万8000円でございますが、これにつきましては、平成23年度の予算書の製本業務についてでございます。納入期限、当初2月15日ということでしたが、調整作業に時間を要し、入稿がおくれたことや、製本の形態を変更したこと。さらに議決後の印刷、製本作業において、地震の影響で納入期限に間に合わなかったということで納入期間の延長をして、繰り越しとさせていただきますのでございます。

それから、もう一つ追加ということで、佐藤議員のご質問の中で交付税の件でございます。

交付税については、平成22年度当初、37億5300万円を予定しておりました。交付税がほぼ3月で確定の中で、歳入見込みが38億5369万1000円ほど確定ということで、平成22年度の交付税の中からの充当でございますので、特に災害で特別ということではございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

私のほうからは、承認第4号の専決処分の承認を求めることについて、お答え申し上げたいと思います。

観光施設の復旧事業でございまして、歩崎展望台周辺石碑補修ほか4カ所の修繕と、雪入ふれあいの里公園駐車場の補修工事でございます。また、林道復旧事業は、林道4カ所にわたって亀裂が入り修繕するものでございます。また、さらに土地改良施設復旧作業災害復旧事業は、12の土地改良組合でパイプライン等30カ所の破損があり、その事業費の25%の補助をするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず、承認第1号の関係でございます。土木費関連の関係を説明してまいります。

まず、第1点、道路台帳補正委託につきましては、水戸にある委託会社の事務所が被災を受け、通常業務が困難となったため繰り越したものでございます。この件に関しては、4月18日には納品されております。

次に、④6の0006号線の整備事業の繰り越しにつきましては、震災の被害を受け、手戻り工事が発生したため、年度内完了は見込めないための措置であります。

手戻り工事の内容についてご説明をいたします。

この事業は、施工延長190メートル、幅12メートルの道路改良工事でございます。震災を受ける前の状況、車道部では上層路盤までが施工を済んでいる状態、附帯溝のU字溝布設とか歩道、歩車道、境界のブロックの設置が100メートル残すような状況にありました。このような状況の中震災を受け、拡幅部分において路盤では延長36メートル、面積で173平方メートルの多数のひび割れが生じ、下層部、盛り土部まで影響がありました。また付帯工では、U字溝の関係で120メートルのゆがみ、L型擁壁では擁壁5本の破損、ゆがみなどがあり、延長として25メートルの影響を受けました。

これらの復旧に要する工事費については、不可抗力という考えのもと、市が負担するというところで、652万1000円の増額補正予算措置をとり、651万円増の変更契約を3月30日に締結し、工期については6月30日まで設定したものでございます。

この事業につきましては、社会資本総合整備交付金の認可を受けている事業でございます。これの関係につきましては、県とも協議をなされている状況でございます。この事業は、2900万円の前払い金を支出しております。この工事の請負最終金額は、8373万7500円でございます。

続きまして、承認第2号の関係でございます。

土木費及び災害復旧費の道路河川等の復旧事業に係る経費については、震災の影響により資材等の搬入が困難なこと、施設復旧に係る件数が多く、時間を要するため繰り越したものでございます。事業内容につきましては、公有財産等被害状況提出資料3ページに記載してあります1番から15番の内容となっております。

続きまして、承認第3号の関係でございます。

工期延長につきましては21日間、平成23年4月15日ですけれども、完了検査は4月14日に行っております。佐藤議員さんの中で触れられていますけれども、震災の中でなかなか材料が入らなかったということでございます。そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

承認3号の中で、210万円のお話がありました。委託契約の関係ですけれども、3月24日に委託契約を済ませ、5月半ばには納品されている内容でございます。

続きまして、承認第4号の関係でございますけれども、これらにつきましては提出資料4ページ、道路管理課番号16から60までの内容となっております。公園災害復旧に関しましては、提出資料3ページの都市整備番号3から4の内容でございます。続きまして、災害復旧関係は、提出資料7ページ、下水道課1から2の内容でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

承認第5号の関係でございます。

これらにつきましても、提出資料7ページ、番号9から26の内容に設計業務を組んだ内容となっております。設計委託では、下水道維持費として72万2000円、特定環境といたしまして610万6000円を計上してございます。

承認第6号の関係でございます。

提出資料9ページ、番号45から52の内容に設計業務委託を含んだ内容となっております。

続きまして、議案第38号の関係でございますけれども、提出資料番号8ページ、27から38の内容に、設計業務委託や緊急用予備の汚水汚物ポンプ購入を含んだ内容となっております。

続きまして、議案第39号でございます。

提出資料10ページ、番号53から59の内容に、落雷により故障した中継ポンプ制御盤の修繕費

193万7000円と、市川地区の管渠布設がえ1カ所、事業費として500万円を計上したものでございます。

災害の補助率の関係は、公共下水道におきましては3分の2、農業集落排水事業にいたしましては2分の1というような形になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

それでは、議案書31ページ、承認事項第1号、11款災害復旧費の1項公共施設災害復旧費というようなことで、地震に伴いまして消防施設、下稲吉地内の消火栓の部分が、護床の部分がゆがみが出ましたので修繕を行いました。

さらに、市川地内にあります防火水槽の補水栓なんですけれども、この部分に亀裂が生じ、補水栓が、一応その段階で水があふれたというようなことで、その移転につきまして36万円補修を行いましたのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、議案の第34号でございますが、土木技術指導員の役割、あるいは選任基準等、報酬等の例があれば報告を求めるという内容でお答えを申し上げます。

まず、指導員の役割でございますが、今般の震災等によりますと、土木業務の増加に伴いまして、土木工事等の積算や管理監督業務、あるいは、測量や設計監督業務等に従事していただくものでございます。

それから、選任の基準につきましては、地方公務員法第3条第3項3号の規定に基づきまして、特定の知識、経験に基づきまして、一定の業務を行います非常勤特別職として位置づけをしてございます。具体的には、1級の土木施工管理技士を指導員として任用し、土木業務の能率や、市職員の技術向上を生み出すものでございます。

次に、ほかの市の例ということでございますが、近隣で石岡市におきまして、平成19年度までに、建築営繕指導員というものを非常勤特別職として設置されておりました。県内では、それ以外は特に確認できませんでしたが、県外では当市と同じく、土木技術指導員や下水道技術指導員、あるいは、土地区画整理専門員などが確認できております。

続きまして、議案の第40号でございますが、水槽付きの消防ポンプ自動車の取得についての内容でございますが、初めに、今回指名業者選考で、新たな基準を設けたのかというようなお話でございます。新たな基準は設けておりませんが、入札条件を昨年までは、県内本店、支店、営業所を有するという地域条件を付して指名競争入札を実施しておりましたが、今回、地域条件を外しまして、入札参加資格者名簿に登載されている業者で、消防自動車の自走実績を有するといった条件で指名をいたしました。地域条件を外した関係で、前回までの指名業者に新たに2社加え6社で指名し、行ったものでございます。

続きまして、予定価格は事後公表なのかというところでございますが、水槽つき消防ポンプ自動車の取得ということで、これは物品購入に当たるものですから、予定価格につきましては事後公表によりまして、指名競争入札を実施しているものでございます。

それから、私ちょっと漏れましたが、戻りまして承認の4号から6号までの専決処分事項の承認を求めることにつきましての内容であります。これにつきましては関連がございますので、4から6までを一括で、トータル的にお話を申し上げます。

総務課提出資料におきましては、水槽の被害状況を取りまとめたものでございまして、一部設計あるいは、清掃作業委託等も含まれてはおりますが、主として施設等の修繕、修復に関するものを掲載しているものでございます。基本的には、専決処分に含まれる施設修復に関する業務はすべて総務課資料に含まれております。

ただし、総務課資料には、平成22年度補正予算対応が含まれていることから、第4号から6号の専決処分にはない事業も掲載してあるものでございます。また、ソフト経費等は含まれていないこと、確定事業費が掲載されていないものもあることなどから、個々の事業が一致しないものもありますし、総額も一致しないものでございます。先ほどから各担当部のほうで、お答えを詳細についてははしているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

答弁漏れがございましたので、再度答弁を求めます。

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

まことに申しわけございません。

議案書の94ページ、議案第37号 補正予算書第2号中、9款消防費1項2目常備消防費の消防団員退職報奨金補正額1284万3000円の内訳についてご説明いたします。

平成22年度末の退職消防団員は51名おりました。その中で、退職報奨金該当の消防団歴5年以上の方が45名でした。内訳につきましては、5年から10年が13名、10年から15年が16名、15年から20年が5名、20年から25年が3名、25年から30年が7名、30年以上が1名です。各個々の金額につきましては、かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例により、勤続年数及び階級により異なりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質疑中、議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、ポイントについてお答えを申し上げます。

改正の主な内容であります。市民税及び固定資産税について、東日本大震災に係る特例規定を附則第22条から第24条までの3条を加えるものであります。

まず、附則第22条については、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。今回の大震災により生じた損失額については、特例により、さかのぼって平成22年分の所得から控除す

ることができ、平成22年分の総所得金額から控除しても、控除し切れない損失額についての繰越期間を、現行の3年から5年に延長された内容であります。

次に、附則第23号につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例であります。住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても、特例により被災後残存している未控除の期間については、控除対象となる内容であります。

次に、附則第24条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等がありますが、大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後10年間分については、当該土地を住宅用地として適用するという内容であります。

なお、附則第22条及び第24条は、平成23年4月27日からの遡及適用となり、附則第23条は、平成24年1月1日からの施行ということになります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、交付税の問題については、今回は災害とは関係なくて、3月に確定したものだということで、それから、一般財源として災害の復旧等に充てたというふうに理解してよろしいですね、承認第1号です。

それと今、土木部長が語る説明をいたしました④6の006号線の件なんですけれども、この震災の被害状況の中に載っていないんですよね。それで、当然写真も載っていないんですけれども、どういう状況だったのか、もうかなりひどい状況だというふうに言って652万円も追加措置をしていると。これも不可抗力だというふうに認定しているというふうに言っておりますけれども、これは工期そのものは、大体3月11日に事故が起きましたよね。工期は、いつだったんでしょうか、この改良工事の工期は。大体、3月15日あたりが工期なんじゃないかなと、想像するにです。検査を20日とか25日に受けてというのが、普通常識なんですけれども、3月11日に、まだ上層路盤の段階というのは、工事が余り順調に進んでいなかったんじゃないかなと、いうふうなことも認識されるんです。

そういうこともありますので、今言ったこの被害状況の中に報告しておりませんが、被害状況の写真等はあると思いますけれども、これについてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、マンホールの調査委託については、3月24日に、じゃ入札、もう既にやったんですね。ちょっと私見落とししましたので、それで5月中旬にはそれが納品されているということで、3月24日に発注したということですから、入札は行われたということですね。いつの入札だったのか、ちょっとこれについて教えていただきたいというふうに思います。

それから、国庫支出金、いわゆる災害復旧費の国庫補助の率について、下水道は3分の2というふうに言っておりますけれども、承認第6号のところについては、農業集落排水事業で災害復旧に国庫支出金がありませんよね。これは2分の1だということなんですけれども、なぜこれは国庫補助がなかったのか。こういう認定に際して、何らかの基準があるのかなというふうに思いますけれども、その基準についてお尋ねしたいと思います。

それから、議案34号ですけれども、今回は私が意図したやつではなくて土木事業費、今回災害復旧で土木事業がかなり多くなると、今の現有の職員のキャパシティを超えていると、それで採用するというふうに聞こえたんですが、補正予算から察すると、2名臨時採用というふうに思いますが、2名なのかどうか。それと大体どういう方が採用の対象になっているのか、ちょっとそこら辺がわかりにくかったので、1級土木施工管理技士だと言われておりますが、年齢的にもどういう方を想定しているのかなというふうに思いますので、お答えできればお願いしたいと思います。

それと、常備消防費の消防団員の退職報奨金の内訳については、るる話していただきました。私も何回も言っているんですけども、こういうわかり切った数字については、事前に書類として配布していただければ、わざわざ書きとめなくても済むんですよ。そういう点では、今答弁した明細表を提出していただきたいと。

以上です。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

最初に、道路改良、6号線の関係ですけれども、提出資料の中には記載はしておりません。現在、工事施工中という形で、災害とは別にしたというふうに承知をしております。写真の関係は、今まだ工事の期間中、6月30日までですので、その辺の整理ができ次第、提供できるかなというふうに思っております。

工期に関しましては、最初は、平成22年11月9日から平成23年3月15日、1回変更してございます。その関係で平成23年3月30日が最終的な地震前の工期でございます。よろしいでしょうか、3月30日。地震の影響で6月30日まで工期を延期したということでございます。

あと、下水の関係の委託関係の入札日はいつかということですが、これは後ほど調べて、報告をさせていただきたいと思っております。

あと、農業集落関係の災害の関係につきましては、災害の事業費が200万円以上が該当になります。その辺の関係のまだ調査が不十分であったために、当初の国補の補助の関係が、まだ計上されてない。今後、補正、財源の振りかえという形で補正をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

大変申しわけございません。資料として配布させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

2名かというお話でございますが、はい、2名を想定してございます。

それから、どのような方なのかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように1級土木施工管理技士を持っておりまして、さらに設計それから管理、一連の内容がすべてできる方、についてはさらに職員の指導もできるというふうに考えております。

年齢は問いませんが、普通で考えればかなり経験がないとできない方だろうというふうに踏んでおります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

㊦6号です。

それは11月9日から3月15日の工期だったと、1回目は。それで延ばしたんですか。災害があって延ばしたんですか。それとも、災害があってではなくて、3月15日自体を災害前に延ばしたということなんでしょうか。まずそれを確認させていただきたいと思います。

なぜ、3月15日を3月30日まで、どの時点で延ばしたのか、その点を聞きたいなど。

それと、なぜ652万円を災害復旧費にしなかったんでしょうか。まとめて、これは随意契約でプラスしたことになりますよね、恐らく。そういう点では、不可抗力だということであれば、災害復旧という形で対応するのが通常なのではないかなというふうに思いますが、この3月15日から30日まで延ばしたのと、災害復旧費に計上しなかったと。

実は、これひび割れと、かなりひび割れというふうなことを言っておるんですけども、ひどいひび割れがあったというふうには聞いていないということなんです。そういうことがあったものですから、ちょっとその点について聞きたいというふうに思います。

それと、土木事業の管理者については2名ということで、これはこの承認の認定が行われれば、7月から来年の3月までということを採用するというふうな内容と思いますが、大体そういう期間としては今年度いっぱいということ考えているのか、再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず、工期の関係を申し上げます。

最初は3月15日までだったと、施工延長を延ばすということで変更契約をしてございます。それがその時点で3月14日の契約になっておりますけれども、それを工期の施工延長を10メートル延ばした、そういう関係で工期も3月30日にしております。

それと、六百五十何万円の災害復旧の補助の関係ですけれども、これも当然、県とも協議をしてございます。651万円に対しまして補助がどうかという話をしております、これは国のほうの回答を待っている状況です。今の段階では、651万円という支出金は一般財源ですけれども、その後の回答を待って、採択となればいいかなというふうな状況でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

3月いっぱい、今年度いっぱいでございます。

よろしく願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他、質疑はございませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

斎場の問題で動議を起こしたいんですけども。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

15番 山内庄兵衛議員に申し上げます。

議案質疑終了後の取り扱いといたしますので、ご了解願いたいと思います。

お待ち願います。

その他、質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

繰越明許の計算書の関係なんですが、災害関係の計算書、詳細にわたったものをいただきたいんですが。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの栗山議員の質問でございますけれども、現在この場では事業名ということだけでございますので、これにつきまして、ただいま手元でございますので、内容をもっと細かい部分を作成してお送りしたいと思っております。

内容につきましては、例えば災害関係、工期とか事業の道路だったら距離とか、そういった部分の内容でよろしいのでしょうか。

[「ちょっと聞こえないんですけども」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

はっきりとした言葉で、公室長、お答えください。

○市長公室長（島田昌男君）

詳細の内容なんですけど、工期とか事業延長距離とかそういった部分も含めてということでしょう。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

工期については結構なんですけど、詳細な金額。どの財源をどういうふうに持っていったのか、それだけお願いしたいんですけど。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

その点につきましては、後日報告いたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、ここで出ないですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ちょっと今すぐ、ご勘弁を願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あのね、執行部はすべてにおいて把握していなければならない。資料も持っていなければいけないんですよ。この間、議長の会話の中で、通告していないから通告外の質問をされても困るなんて話も聞いているわけだけれども、私らは、全部わからないで聞いているわけ。素人の集団なんです。あなたらはプロなんです。自分の持ち分については、すべて把握していなければならないんですよ。

そういう中で1点だけお伺いしたいんですけど、3月28日に予備費1,000万円、補正組んでいるわけなんですけど、これ専決処分です。その使い道について、どういう使い道をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの予備費、3月28日に災害の関係で1,000万円を計上させていただきました。平成22年度の予備費につきましては、災害3月11日後です、予備費で充当してきたわけでございます。予備費残が不足するということが見込まれるということの中で、1,000万円を予備費ということでご予算化をさせていただきました。最終的には予備費の残ということで……、ちょっとすみませ

ん、今。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時07分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

最終的に1,000万円、補正をお願いしたわけですが、現在、最終的にはまだ決算の調整中がございますけれども、964万円が予備費として残っております。これは繰り越しということで1,000万円補正をいただきましたが、1,000万円は使わなかったということがございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

一番簡単なのは、28日から31日までなんですから、それを何に使ったと、答弁すれば一番いいんです。それができない、残念ではないですか。

次にお伺いしますけれども、宍倉出張所の解体工事の関係なんです、これは平成22年度の予算で不用額にしてしまった。この不用額というのはどういう意味なのか。財政課長は、平成22年度に使わなかったから不用額だと、そう言っているわけですよね。私の認識は、事業をやって余った金が不用額だと思うんですが、担当の考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、不用額の取り扱いについての質問でよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

はい。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

不用額ということですが、不用額につきましては、予算と実際に支出した額の差額のことです。

これにつきましては、ほとんど執行ができなかったということでした。内容については私どもも聞く中では、地権者との合意形成がなかなか難しかったというような話を聞いております。

不用額につきましては、私ども財政の中では、当然予算をつければ執行するのが原則でございます。最終的に執行ができないということでした。不用額という言葉、いらぬお金というように聞こえますが、解釈の中では翌年度以降に使えるお金ということで、年度内では不用

ということで処理させていただきました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

簡単な質問を何で遠回りしなければならないのか。不用額というのは、事業をやって残ったものが不用額、まったく事業をやらなくて不用額にするのはおかしいのではないかと。当然これ、繰り越ししなければならない。不用額について今度はここで補正でもって、2,175万円計上しているんですよ。不用額にしたのが何でここで補正を組んでくるのか。まったく数字がここで1,000万円違ってきている。担当でどういう計算をしているんだか私はわかりませんが、ここで土地の借り上げ料が出てきている、18万円。当然土地借り上げ料は1月1日に課税しなければならないわけですから、借り上げ料はこれ出してこなければならないんです。地権者には迷惑かけるわけにいかないんですよ。

再度、全部設計委託料として組み直しているんです。1つだけは土砂等の撤去工事、これが大きいんですね。積算根拠がどういうものなのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員さんの質疑にお答えをいたします。

宍倉出張所の解体工事に係る平成22年度と今回補正で計上予算化しております平成23年度についての相違等について、ご説明申し上げたいと思います。

まず、平成22年度で支出しております土地借り上げ料、これにつきましては、平成22年度の予算計上時前に地権者との協議の中で、12月末までを工事期間として9カ月分を計上しておりました。今回、平成23年度につきましては、4月1日から3月31日までの12カ月分を計上させていただいております。

次に、工事費の関係ですけれども、平成22年度で事務所解体、あと敷地内の建造物の撤去、あるいは盛り土の撤去ということで、地質調査の結果を踏まえない、通常の撤去できるということ想定して1,100万円、平成22年度で計上させていただいております。今回、平成23年度につきましては、事務所解体及び構内建造物の撤去ということで、既にこれにつきましては、平成22年度に設計が完了しておりますので、500万円弱の予算を計上しそれに加えて、盛り土撤去のほうについてなんですけれども、地権者との平成22年度中に係る中での協議の中で、今回建築前に水田、田であった部分については、その田の部分の高さまで土盛りしたものを撤去してほしいというようなことありまして、現在の隣の敷地が高くなっている影響等もございまして、のり面となる部分に鉄板の矢板、そういうものを埋めていかなければならないというようなことで、その材料費等が700万円ほど増という今の状況で見積もってまいりましたので、今回の平成23年度については、合計で解体工事関係が2,077万円を計上させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

地権者に私いろいろお伺いしたんですが、当時地権者は、表土、作土とありますが、その土を移動しているというけれども、その部分についてこの設計の中に入っているのか、入っていないのか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの水田を、米等を作付するための作土が当時埋め立ての際に、請け負った業者さんが取り除いたという土が保管されているということなので、工事請負等の中で、その作土を戻すということも協議はできるかと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、設計に入っているのか、入っていないか。この予算に計上しているのか、していないのか、その部分が。それをまずお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

予算の計上の中では、作土を設計に入れるという前提でのものは計上してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

担当は借地権の効力が30年だと、これ民法にそう書いてありますよね。そうしたときに、あの建物は、かすみがうら市として登記してあるのか、ないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

お答えします。

宍倉出張所につきましては、法務局への保存登記、あるいは表示登記などは行われておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

常日ごろ、市長も言っておりますが無駄を省く、私も無駄を省く、これは寸分の変わりもない。

非常に無駄が多い、そういう中で、平成23年3月31日に契約は切れているわけですね。それで建物はもう使用しないという中で、公費でもって借地料、あるいはいろんな調査費用を使うことについて、市長はどう思っていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この問題については、かねてより数年にわたって、いろいろ地権者と市当局のほうで、いわゆる建物撤去についての話し合いがスムーズに進んでいないということを伺っております。こういった事態は、早急に終結をさせなければならないというふうを考えております。

しかし何分、相手もあることでありますので、場合によったらきちんとした法的な対応も含めてやっていかないとまずいのかなど、そういう時期に来ているのではないかというふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

建物は使用してないわけですから、当然即座に速やかに、こういうものは無駄を省く意味で壊すのが当たり前。誠心誠意、地権者と当たれば、おのずと結果は出るはずで、やはりすることを怠った、しなければならぬことを怠った、だからこういう結果になっているわけでございまして、そういう中で、果たしてこの借地権の効力30年というのは、建物に登記しなかった場合に、果たして効力があるのか、ないのか。

もう一点、去年の借地料を法務局に供託したということなんですが、供託しなければならぬのかどうかということをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

お答えを申し上げます。

まず、借地権の関係ですけれども、借地権につきましては、現実的に平成2年当時、西部出張所というような用地として借地契約を結んでおります。その後、借地に係る借地借家法という改正された法律によりまして、建物を含む借地をした場合の契約期間が30年という規定がおかれておりましたので、それに基づいて平成2年当時のやつが、そのまま現在も引き続いて、両者合意解約が行われない以上、効力があるということでもありますので、かすみがうら市としては、地代契約をしておりますので支払う義務が残ってしまうと。

また、ただいまの質問の中で、建物が登記されていない、保存登記もされていないという中で、その借地権が主張できるかという話ですけれども、弁護士との相談の経過の中では、現実的に西部出張所、さらには、宍倉出張所という使われた公共施設でありますので、借地権を主張することもあるし、また、その支払いの義務等もそのまま残されているというような形で供託しました平成22年度分の賃貸借料の関係ですけれども、一応、賃貸借料の見直しを含めた中で、地権者とご相談申し上げ、賃貸借契約の内容で借地料、あるいは契約期間等の合意が図れば、それが素

直に行われたのですけれども、結果的に賃借料での合意が至りませんでしたので、かすみがうら市が持っている支払いの義務について、供託という形をとらせていただいたものです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あなたは、供託2回やりましたよね。1件は私の件、あなたが事務局長やっているとき。今度の供託、これ供託しなければならないという法律は何もないでしょう。一方的な話でしょう、これ。それに、私は間違っているのかもしれない。だけれども、建物の登記をしなかった場合に、権利を主張するのはちょっと無理があるのではないかと、という根拠は、住居であれば居住権。あれは使用権が既になくなっているんですから。

あなたらいつも弁護士、弁護士と言うかもしれないけれども、弁護士は結論を出すところではないんです。弁護士が裁判をやって物事を解決するというのが行政の基本的な考え方ではないでしょう。どっちに目をつけているんだというの。部長として誠心誠意地権者と話したことありますか、何回あります。

この権利関係について、私はこれは疑義があると思うので、使用権もない、居住権もない、3月31日に契約が切れている。その問題と、なぜ供託しなければならないのか。供託しなくても別にどうってことないでしょう。後日、幾らでも話し合いできるでしょう。供託することによって地権者と摩擦が大きくなるんですよ。優秀な職員にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず1つに、地代を供託するという法律がないのではないかとということですがけれども、平成22年……

[栗山議員「法律はないとは言っていないですよ、私は」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

どうぞお答えください。

○市民部長（川島祐司君）

地権者に対してお支払いする地代を供託しなければならないという決まりがということですがけれども、先ほどから申し上げているとおり、借地借家法という法に基づいて、かすみがうら市が地権者と契約した契約が現在も引き続いて効力があるということになりますと、かすみがうら市は、土地を借りて建物を建てている以上は、平成22年度という4月1日から3月31日の1年間については、土地を借り入れているという事実は避けて通れませんので、その分についての地代はお支払いしなければならないというふうに考えております。

あと、建物登記がなされていないことによって権利主張がということなんですけれども、建物が確かに登記はなされていないですけれども、当時、かすみがうら市の公共施設という形で条例上も定められており、明確に宍倉出張所が市の所有物であるということは言えるのかなというふうに考えております。

あと、使用権もないというようなお話なんですけれども、確かに栗山議員ご指摘のように平成22年3月31日をもって、宍倉出張所の住民サービスなどの業務は廃止をしております。ただ、現実問題として、先ほども申し上げましたように宍倉出張所の施設、あるいは、耕作物等はそのままになっておりますので、現実的に建っている以上は、かすみがうら市の使用している、あるいは地代を支払わなければならないような義務は逃げられないといえますか、避けて通れないのかなというふうに思います。

あと、地権者と私が話したことは何回あるのかということなんですけれども、今すぐ何回とはちょっと申しませんが、思い当たるところを申し上げれば、まず、行革本部会議で宍倉出張所を廃止するという方針が出た際に、私と、あと担当で地権者のところにお伺いして、出張所を来年の3月31日で業務を廃止しますというような中で、その後地権者の方から、何か使い道とか考えておりますか、というようなお話し合いもしております。

あと最後に、供託することによって地権者とのということなんですけれども、先ほどから申していますように、かすみがうら市が地代を支払わなければならないという契約条項が残っている以上、合意解約がされなければ、かすみがうら市は払わなければならないというふうにとらえておりますので、合意がなされなかった以上供託せざるを得ないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

供託というのは一方的な話なんですよね。何も供託しなくても、地権者が後で請求すれば支払うことできる、時効になるわけではないんですから。時効になることない、よって、初めて供託するということが生まれてくるのではないのか、私はそう思います。ないものに支払う、これ行政の最大の無駄なんです。ないもの、使わないもの。

借地権の効力の関係なんです、あなたも借地借家法の法律を見ているのでしょうかけれども、登記しなければなかなか難しい問題も出てくるんです。それで、あなたは1回は行ったと言っている。2回目、私がいるとき来ましたよね。2回目は何しゃべりましたか、ほとんどしゃべらないでしょう、それが部長なんですか。誠心誠意、地権者と詰めた話、何でできないのか。わからなければすぐ、弁護士、弁護士と言うかもしれないけれども、ないものに支払う、これは職務怠慢ですから、市民に迷惑をかけているんですから。

市長、この無駄についてどうのお考えですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しになりますが、いつまでもおける事態ではないので、早急に解決を図っていきたく、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

答弁で、ちょっとそれでは余り惨めでしょう。

私は市民の代表ですよ。市民の立場になって、こうやって無駄をなくそうと聞いているんですから。

○議長（小座野定信君）

先ほどの市長の答弁の中にも、法的根拠を踏まえて前向きに解決していくというお言葉が出ておりますので、栗山議員、この言葉でご了解できればなと思います。

非常に土地問題、金銭問題、デリケートな問題ですので、この場ではお答えが出ないことが予想されますので、できますればその答弁内容でご了解いただければお願いしたいと思います。

[栗山議員「最後に一言」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

担当部長として、責任を持ってこの問題対応しなさいよ。ただ自席でもって指示するのではなくて、どのくらいの指示をしているのか、内部協議をしているのかわからない。それだけきちんと私言って終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で、14番 栗山千勝議員の質疑を終わります。

その他、質疑ありませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からは、承認第4号 平成23年度の補正の専決処分について、お尋ねさせていただきたいと思います。

その中の歳入におきまして、市債におきまして、災害復旧事業債についてですけれども、こちらについて限度額、それから制度的なもので充当率、それから目的、用途についてどのぐらいまで制限があるのか、ないのかお答えいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの古橋議員の質問でございますけれども、災害復旧事業債につきましては、それぞれ事業の補助残について100%ということで予定をしております。現在の制度の中では、95%が交付税に算入されるというような制度で進めているところでございます。

復旧起債については、まず市単独補助が受けられるという補助のつなぎがないという部分については、起債の該当がないということでございます。それから補助の該当、先ほども200万円以下の工事とか、土木については60万円以下の工事、それはあくまでも補助が受けられないということについては起債の対象でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、マルチに使える95%の充当率で、人件費から物件費、報酬費等にも使えるということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

まず、災害の補助が受けられるかということの協議が必要かと思います。それで、その協議の中で補助が受けられる部分の残についてということと、あとは補助が受けられないというような部分についての起債ということでございます。あと、その補助に全体的に該当しないという部分については、起債対象外ということで……

○議長（小座野定信君）

はっきりとした言葉でお答えください。

最後のほうちょっと、これ議事録をとっているものですから、公室長、言葉がうやむやで議事録がとれません。もう一度お願いします。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま、補助が該当するという残りの残については、100%起債ということでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、その災害復旧事業債の金利、償還条件などご説明いただきたいのですが。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

金利につきましては、4%以内ということで地方債の補正の項目にも書かれております。償還については、それぞれ土木とか、いろいろなそれぞれの要素にあります3年以内から10年以内というような償還でございます。うち据置期間、これも3年以内のものについては1年が据え置きと、9年以内のものについては2年が据え置きと、そういった形でそれぞれの事業において違うものでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

制度的なものはわかりました。

そうすると今回は、何%で借りて何年でお返しになるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

起債については、年度末に起債を起こすということでございますので、現在予算上の起債ということで、予算書の中での起債といいますか予算のお願いでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうすると、承認4号の歳入のページの根拠が、ますます組み立てがなぜほかに財政調整基金から切り崩したり、教育費国庫負担金として組めるのかが、ちょっとわかりづらくなるんですけども、予算上として最終年度末に何%で実務的にはお借りするかもしれません。それまでの間、いろいろ現金で運用されるということとして理解しますけれども、その中で特に財政調整基金、私は震災前の、宮嶋市長が初めて編成されたかすみがうら市の平成23年度当初予算の中で、私は触れなかったんですけども、今年度の予算は、前年3億円ということに対して、当初予算で4億5000万円切り崩しますよと。私は、いろいろ新聞で、かすみがうら市の当初予算の説明が、震災後のここ最近でもお見かけしましたけれども、その中では、地方交付税が今までよりもふえたんだよというような、そういうことで予算総額が0.9%ふえましたということになっているんですけども、その財政調整基金からの繰り入れが、1.5倍にもなっているのに、ここで専決処分されたんですけども、さらに6,000万円切り崩しているわけです。

本来、既に前年と比べて1億5000万円も使いますよということで、我々もその点については賛成したわけでございます。宮嶋市長も選挙公約の中でいろいろ行財政改革ということで強くアピールされている中でも、私も市長としてもいろいろなアイデアを実現するために切り崩しを多く延ばすよう、その点については多少なりとも私としては理解したところでございます。しかしながら、この専決処分の中では6,000万円もさらに切り崩す、ほかの市町村においては、震災後、開発事業を凍結したりするということで、事業をいろいろ見直して決断されている市長さんもいる。そういった中でなぜここで、そのふえた1億5000万円の中で事業のやりくりをしながら、ここでさらに切り崩すことなく、この災害に充てることができなかつたのかどうか、これは市長でも島田さんでも結構でございます。答弁をいただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、私のほうからお答え申し上げます。

本年度の予算の執行の中で、事業の凍結の部分もできなかったのではないかとようなことかと思えます。それについては、現在当初予算の執行については、凍結ということは特に考えなかったのが現状です。

それで財源措置でございますが、最初の3月28日の歳入については交付税、先ほど佐藤議員のほうからもありましたように、交付税の増が見込まれたということで6,000万円ほど。そして、またその後、ほかの財源が見込まれなかった、そして災害の緊急措置ということもありまして、財調の切り崩しということで6,000万円ということでございます。

それから、その後今度の補正、お願いする件につきましては、繰越金が従来どおり約6億8000万円くらい見られるということでございますので、当初予算は3億円ということで、若干といたしますか繰越金の余裕があるということで、それで自己財源の措置ということでさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁、あべこべですよ。

繰越金があるから財政調整基金をさらに切り崩しました、という解釈になってしまうと思われるんですけども、そういう解釈ですか。

財政調整基金は、市として持っている現金ですよ。これを優先的に使わざるを得ない、そういう状況かもしれません。先般、私質問しましたけれども、固定資産税の納期も公明正大に納期延長しましたよというのをやらずに、こっそり告示しただけで、大抵の人は知らないで納付書に納期限が書いてありますから、これで払います。それで現金が集まってきます。それで繰越金があるわけです。通常運用しているわけですよ。

いろいろ震災の影響で、従来の事業の進行もやや遅れていると思います。そういう中で、現金をやりくりできると思うんですけども、その繰越金があってもこの6000万円は必要なんですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問でございますけれども、4月時点でございましたので、繰越金がまだ出納整理期間中なので未確定といえますか、定かでなかった分がございまして。それで財政調整基金を財源として活用させていただきました。

それから、今年度の県の交付税の措置なんですけど、財源の措置の交付税の関係でございましてけれども、交付税は、ご承知のことと思いますが、4月、6月、9月、11月、4回に分けて歳入ということでございます。そういった中で、概算4月分の、4月、6月は繰り上げということで、4月はそのままですけれども、交付税が収入として上がっています。その中で、県のほうから9月分の交付税の繰り上げ交付という形で、6億3200万円ほど歳入と、前倒しで交付税も入ってきているような状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

交付税も前倒しで入ってきて、さらにお金が足りないということなんですかね。ちょっと、角度を切りかえて伺いますけれども、なぜもっと災害復旧事業債の借り入れをふやすことができなかったんですか。

それだけの現金がない中で、切り崩したということですよ。ここでもっと工夫の余地、災害復旧事業債をもうちょっとふやすことも可能だったのではないかと。借りる金利よりは積み立てのほうが低いんですけども、借りた場合のほうが後で将来の負担は、それは基本的にはふえますけれども、今現状の現金のやりくりの中では、交付税が前倒しで入ってくる。さらにはこの承認1号のほうですか、地方交付税も増額になった。

私は、今回質問している趣旨としては、市長がやはり強い行財政改革を強くアピールしてきた。かつての出島村長時代の、私もチラシを拝見させていただいたことがあります。財政調整基金の、その当時の出島村のときの使い方、かなりグラフが右肩下がりで基金の積立額が減っていったというのを私は見かけたことがありますけれども、そのときの反省を生かして、今回はかすみがうら市長としてそういう部分をもっといい、将来の子どもたちのためにも負担を回さないような現金のやりくりが、工夫の余地があったのではないかなと思うんですが、安直に切り崩す、前年度よりも1.5倍の財政調整基金の切り崩しの中で6000万円をさらに切り崩すということ、これは担当部から上がってきたものをそのまま二つ返事でオーケー、市長はされたんですか。市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お金に色があるわけではありませんので、私も起債の手續等についてはよく理解していない部分もありますが、多分起債できるものと、そうでないものがあることと関連があるのではないかと思います。

どうも質問の趣旨がよくわからないんですが、お金に色がついてなかったら、どこで使ったって同じだと思うんですが、どうですか。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長の答弁からすると、前年度繰越金も使うことができるような解釈にもなり得ると思うんですが、本来ここで会計管理者にでも質問したいところですけども、時間もありませんので伺いませんけれども、私としては、今年度1億5000万円も切り崩しをふやしたんですから、その中でやりくり、これはできないんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返してみたいになりますが、借りられるものは目いっぱい借りているように指示しています。その手続的なものもありますから、今の段階でこれは借りられないというものについては、どこのお金を使っても同じだから、とりあえずこういうときに使わないと使うところないでしょう、財政基金だもの。そういう意味だと思いますけれども。財政当局は目いっぱいやっていると思

ます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長の予算運用の気持ちはわかりました。

それがかつては、出島村長時代もいろいろ意見があったのかなというふうに察するところなんですけれども、私は、今回の当初予算の中で1.5倍にしているんです、切り崩しの額を。1億5000万円ふやしているんです。その中で事業を凍結したり、延期しながらもできないのですか、ということをお伺いしたいのが一番の今回の趣旨です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

当初予算で財政調整基金をふやしたということでございますけれども、平成23年度予算については、特に見直しは今のところ考えていないということでございます。そのまま当初予算の財源措置ということでございます。

それから、6,000万円弱を基金を切り崩さなくてもというような話でございましたが、これはあくまでもいろいろな各担当部で、まだ補助の協議とか、当然補助がつけば、起債も考えられるということですが、起債措置ができない部分ということで、自己財源の充当ということで財政調整基金を使わせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

時間もありませんのでこれで終わりますけれども、お答えは結構です。

今回、今現在4億円ほど災害の復旧費用がある中で、災害復旧事業債は9,070万円しか起債できないという、目いっぱい借りてもそういうことだというふうに私は今の答弁から解釈します。

私もう一点、改めて指摘させていただきますけれども、市長は、石岡地方斎場の公約のように、それよりも行財政改革をもっと旗印として、御旗として掲げられているのに、財政調整基金を1億5000万円も前年よりも切り崩しますよという、こういう予算でありました。

そこにさらにやりくりがつかまませんので、6,000万円さらに切り崩します。こういう専決処分をされたということで私は理解したいと存じます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

その他質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

これより、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど、山内庄兵衛議員より、緊急質問を求める動議がありました。

緊急質問を行うには、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう山内議員に求めます。

15番 山内庄兵衛議員。

○15番（山内庄兵衛君）

石岡斎場の問題が急遽単独でやるということで、それらについて3点ほど質問したいと思いますので、ご賛同いただける議員さん方にお諮りをいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

ただいま15番 山内庄兵衛君から斎場問題について、緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、15番 山内庄兵衛君の緊急質問の件を議題として採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに、議会の同意を得て質問をすることができるとされております。

この採決は起立により行います。

15番 山内庄兵衛君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を願います。

そのままお立ちください。お待ちください。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、15番 山内庄兵衛君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに決しました。

追加日程第 1 緊急質問について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

山内議員、ご登壇願います。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

緊急質問の動議を提案したところを、賛成を皆さん、いただいてありがとうございました。

斎場問題については、宮嶋市長は単独でやるということで、今月6日に石岡斎場で決めて、そして10日に私、緊急質問したところ、そのときには6日の日には、今月の議会で場所ははっきりすると申ししていたので、この間では3カ所というあいまいな点であります。したがって、これははっきりと決めていただきたいと思います。

さらには、斎場を単独で抜けたりした場合には、それらは国や県で認められるか。これらについてお伺いをいたします。

さらには、この斎場、この間平面図を出していただきましたけれども、ごみ焼却所、家庭でやる、工場でやる焼却所のちょっと大きいくらいかなということでは、人間には尊厳というのがあるんです。したがって、ある程度立派でなければ、今私もやすらぎから、もう県北それから筑波も相当歩きました。みんな立派です。そして、霞ヶ浦で焼いている行方の焼き場ですけれども、非常に立派です。そして休憩所も立派です、売店もあって。そして、焼き方が実にすばらしい。こんがり焼けて、これは頭蓋骨がそっくり残るんです。石岡の斎場もやすらぎでも、それからつくばのホールでも、土浦でもがらがらなんですけれども、あそこだけは立派だ。

だから宮嶋さんはどうでもいい。千代田の人はどうでもいいという焼き方になってしまうんですよ、こういう窯で焼いたら。あなたのところはそっくりして、私は今度は玉造で焼いてもらおうと思っているんです。立派ですよ。

自分のところではよく焼けるから、人のところはどうでもいいといっても、千代田は2万7000人いるんです。やはり、その尊厳、そうしたらある程度立派なところで焼いてもらいたい。祭壇だって何だって、みんな立派にするのではないですか。あなたは、今度は院殿大居士、仏式でいえば、もらっても大丈夫なんですね、市長になったんだから、一国一城の主だから。

みんなそうやって戒名だってよくしたい、神葬祭から仏式いろいろあるでしょうけれども、キリスト教まで。だけれどもみんな死んだときに、人は死んで名を残し、トラは死んで皮を残すんです。そういう名を残すときには、きちんとしたいというのが人間でありますから、尊厳というものをどう考えているのか、これもお聞きしたい。

それから、業者、業者と、業者でやる。斎場が立派ならば斎場で、私は玉造だってないからやらないだけであって、やると思う。宮嶋さん、失礼ですけれども、あなた業者と何か関係を持っているんですか。その点はお伺いして質問と。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

市長、ご登壇願います。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えします。

場所のことではありますが、先般、お話ししましたけれども、この斎場につきましては、8日の日に関係する5つの課を中心に責任者を出してもらって、プロジェクトチームを立ち上げるところであります。チームリーダーには金田課長を指名したということでもあります。

今後、場所等についても、あるいはどの程度立派にするかとか、あるいは今ご質問のように国・県に認められるのかどうかとか、そういう話については、認められる、られないの問題ではなくて、これはこっちの希望のとおりにするわけではありますが、そういった点につきましても、今後プロジェクトチームを中心に、私も意見を言いながら決めていきたいと。ある程度決めるというか、ある程度方向が出た段階で議員さんにも話をしていかななくてはならないというふうに考えております。

また、多分運営のことを私は業者委託するというところをお話してあります。別に運営を特定の業者に委託しなければならないというような、私が特定の業者にひもつきになっているなんてことは全くありませんで、市内の業者さんとか農協も含めて、そういった業者さんからお見積もりなどをいただきながら、ある程度、今石岡斎場では23億円の斎場の運営費について、実はいまだにどの程度かかるかというのを出していないんです。これもきちっと皆さん、議会のほうで調査委員会をつくったということでもありますから、出していただくようにしてもらいたいと思うんですが、私は、単独でやる場合での運営費については、業者委託のほうが絶対安く上がるとそういうふうに考えておりますので、ぜひ業者委託をして運営をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長、1つ抜けているんですが、組合を脱会した場合はどうなるんだということも質問しているんですけども。

○市長（宮嶋光昭君）

それも言ったつもりなんですけど、組合を脱会した場合がありますが、脱会についてはまだまだ先の話になるわけでありまして、2年近く先の話であります。これも一部事務組合というのは、あくまでも3市の、構成市の合意によってつくるものでありまして、これが認められるとか、認められないとかという問題ではないとは思いますが、それ以上の細かい点につきましては、多分ご心配の点は、今まで投じた合併特例債を伴う費用について、あるいは、取得した土地とか進入路等の権利について、どうなるのかというお尋ねだと思うんですが、これは財産処分とか、精算の中で事務的に詰めていかななくてはならない問題でありまして、当然、国・県等とも話し合いをしながら進めていくことは当たり前であります。これが認められるとか、認められないとかの問題ではないと思っております。これはそういうふうに事務的に進めるということに尽きると思っております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

6月の定例会、斎場の、そのときに私の質問では、宮嶋市長は、はっきりと6月には提案をす

るという答弁をしているんですよね。まだあいまいだと。8日までにはどこまで決まったの、それを1つ。

それから、認定許可がなければ、国のほうだって認可が出ないと思うんです。

それともう一つ、答弁が漏れている。やはり、尊厳があるんですよね。ですから宮嶋さん、宮嶋さんは市長になれば、昔でいうと殿様であれば一国一城で院殿大居士になってもかまわないんですけれども、みんな戒名が欲しくて、働いたり何かしている家もあるんですよ。これは社会的地位の確保なんだよね。それだけでやっているのだから、みんな学校出したり何か。

だから、宮嶋さんが今度の何にも学習院出ということが、これが社会的地位が高いんだなと思われて、宮嶋さんに投票した人がたくさんあるんですよ。そういうことですから、やはり死んでいくときもきちんと送りたい、立派なところで焼いて送りたい。そういう死者に対する宮嶋さんの考え方が、きちんとしているのかということをお聞きしたいんですけれども。

あとは千代田のほうは、おらほうはさっき言うように、きれいに焼けるからいいけれども、お前らのほうはどうだっかっていいんだっかっていうことを、ただこの前の、去年の9月にも私言って、関君がその後言ったら、5万円出せばいいんだと。ただ、そんな問題ではなくて、きちんと焼けるような、そして立派なところできちんと。

この設計図なんて見たらば、12畳かそこらで小さいものです。こんなところでみんな焼く人いないです。私は行きませんが、もう遺言で言っとうと思っっているんですけれども、もっと、だれもが行っても、ここならいいというようなところをちゃんとつくるべきだと思う。

ただ安ければいい、さっき言ったようにごみと同じではないかと言っているんですよ、私。そこらの死者に対するあなたの考え方、市長の考え方、尊厳というものをちょっと重んじて、威厳がある焼き方、そういうことについて伺いをしたいんです。その2点をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しのご質問内容であります、プロジェクトチームは8日に立ち上げるべく指示をいたしました。現在、金田課長のもとに大体人選は終わらして、決裁したかどうかはまだ今、きのう決裁したかどうか、ちょっと今確かでないんですが、いずれにしてもこれでやるようにという名簿の提示は受けまして、これでやるようにという指示は出しました。そのプロジェクトチームに私の考え方をまず述べて、そこからスタートをするということでもあります。

また、死者に対する、亡くなった方に対する私の考え方ということでありますが、これはだれもそんなに違わないと思うんですが、死者、亡くなった方に対する尊厳的に扱うということは、これはだれでも同じ気持ちをお持ちだと思います。

そのことと、いわゆるお金をかける、かけない、あるいは金づくりの、あるいは大理石づくりのところでお葬式を挙げるとか焼くとか、そういうことと死者の尊厳というのは、また別だと思います。

また、私は余り戒名に対してどうこう執着は全然ありませんで、どちらかというと生きているうちのほうが大事だと思っていますから、山内議員との認識は、そこら辺はちょっとずれはあるのかなと思います。私の感想はそういったところでございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

約束はちゃんとこの議会で言うといったんですよね。また、特別委員会がありますから、そのときは攻めてまいりたいと思うんですけれども、私は残念ながら23日には、沖縄の平和行進で茨城県の代表で出ますので、ちょっと欠席をしなくてはなりませんので、皆さんにお任せをしますけれども、ここのところだけは斎場の議員として、あそこまで約束しているんだから、場所はちゃんと決めてもらいたい。

それから、大理石でつくるのばかりではなくて、ある程度はきちんとした立派なもので、ああ、これならという納得がいくところで焼くのが、ただ焼ければいいというのはごみと同じ扱いなんですよ。それでは、ひどいじゃありませんかと言っているんです、私は。玉造なんか立派でしょう、あれだけのガラス張りで池はあるし、みんなほっとするでしょう、あそこで幸せで、ここで焼いてもらうんだ。休憩所だって立派でしょう。こっちはただ12畳か15畳のところではぱぱと行って、30人も人は外にいるほかないんだ、焼いている間。

こういう粗末なところで、平面図を出したけれども、焼こうだなんていうのは、大体死者を冒瀆しているというの。市長は、死者を冒瀆している。これは冒瀆しているって大変なことになるんです、本当の話。だから、みんな極楽に行けるように、餓鬼道に落ちないように、いろいろ拝んだり、キリスト教では十字架を切ってキリストのもとに行く。みんな宗教はそれぞれ、いろいろな、仏教は仏教で釈迦からきたものは分かっているけれども、みんな極楽浄土に行くように、いろいろな祭り方をしているわけです。神葬祭は神葬祭でみこととなって天に昇ると。みんなその生きたときのことをやって、心を清めて葬ってやろうというのが、余りに金だけ安ければいいんだだけで。

これは実際の話、職員だって最低だって5人くらいは使わなければならない。石岡斎場は幾らかかっているんですか今、1000万円ないでしょう。それが今度は5人の職員を雇わなければ、これは膨大な管理費だってかかってきます。燃料費、電気代、それにいろいろの管理費、そういうもろもろ入れたら膨大にかかります。それは特例債で出ませんよ。

だから、ここのところをきちんとしてもらいたい。私、特別委員会に出られないものですから、きちんとして、沖縄のほうからにらんでいなければならないものですから、ひとつお聞かせをいただきたい。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

憲法第20条の規定に、いろいろ反する点もあったということですから、その点は割愛させていただきたいと思えます。

場所についてもいろいろなうわさが出ているので、もう1回どうなのかきちんとしていただきたい。

それから、財務課長が県に行って、許可、認可の問題、それから財政の問題で行ったと。その報告だけをお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

場所についてであります。先般もお話ししたとおり基本的には公有地で考えると、そういうことでもあります。今議会開催中に場所を明らかにするということは言った覚えがありませんが、もし言ったとしたら訂正をさせていただきます。

プロジェクトチームの中に、公有地等のどこにどういう公有地があるかについて、調査したりなんかして、その上でだんだん絞り込んでいくということになると思いますが、その前段でまず、総合計画の見直しから、そういったものから入っていかなくてはならないのでありまして、今、単独でここへ幾らでつくるなんて話には、すぐはならないわけでありまして、ですから、それができるようだったら、来年の春にできてしまいます。そんな簡単な話ではないわけでありまして。

さらに、先般、財政担当者が県のほうへ行ったということでもあります。

これは、今の段階で県のほうでは、多分私が2月15日の管理者会議及び議会において、いわゆるかすみがうら市の支出権者としての、副管理者の立場から議案提案に反対であると、平成23年度の予算についての提案議案については、認められないよということを明確に答弁しておりまして、その前提に立って県のほうで判断をしてもらえればよかったかなと。

今、県のほうの判断では、このまま通常のルールでいくと合併特例債の返還があると。当然あるのは間違いありませんが、そういった事務手続については、今後なかなか複雑なものがあると思っています。その際に、今お話ししました2月15日のいきさつというのは、重要視されるのではないかというふうに考えておりますので、いずれにしても、かすみがうら市民が損をするような事態には絶対にさせないと、そういった考えを持っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、ただいま市長のほうの答弁と重複するかと思いますが、6月10日に県の市町村課に報告がてら聞きに行った部分でございます。

ただ、県においても、まだ想定の話ということの中で取り扱ってくれというようなお話でございます。先ほど、市長が言われましたように、合併特例債の現在3市の組合については、繰上償還になるだろうと思われるということと、あとは前例がないと、そういったことで市の方針が決まった段階で、県でも国との協議を踏まえてのことで、具体的な手続が判明するというところでございます。

また、合併特例債については、かすみがうら市での新市建設計画において、特例債の適用になっておりますので、そういった中の変更が必要であるというふうな回答を得ております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

県・国のほうも、まだはっきりはしていないというような話ですけれども、この点については聞きに行ったんでしょうからそれ以上は聞きませんけれども、市長は、この議会ではっきりするプロジェクトをつくってとか何とかって逃げているけれども、それも何だかおかしい。

それから、私も宗教的なことを言って20条では割愛しますけれども、これほど齋場も宗教にはかかわらないで、20条の規定に基づいてやっているんだよね。だけれども、ある程度は尊厳さというのも重んじてやっていかなければならない。市長はどうでもいいということで、私の考え方は違うから、かすみがうらの人たちはどうでもいいんだという考えしか聞き取れない。もう一度、場所についてお伺いしたい。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何度も申しますが、プロジェクトチームにまずそれは、第1回の会議もまだ開いておりませんので、まず会議でこちらの方向を今の状況等も報告し、こちらの方向を示して、まずは総合計画の見直しとか新市計画の見直しとか、その前に場所を決めといてやるというのは、それ本末転倒でありますから、ただ先般申しましたのは、私の頭の中にはこういう場所があるよということではありますが、頭の中のことをみんな、私がどんどん出してそのとおりになるんだったら、議会も何もいらぬわけでありまして、そんな簡単なことにはいかないのは皆さんのほうがよくわかりだろうと思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君の緊急質問を終わります。

承認第1号、ないし承認第6号及び議案第34号、ないし議案第42号までの各議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次いで、お諮りいたします。

付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の開催及び議事整理のため、あす6月21日から6月29日までの9日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月30日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時05分